

9月18日は敬老の日です。いつまでもお元気でお過ごしください

多年にわたって社会に貢献してこられた高齢者の皆さんに心から感謝し、長寿のお祝いを申し上げます。

市内で令和6年3月31日までに満100歳以上になる皆さん(大正13年4月1日までに生まれた人)は、8月8日現在で男性が9人、女性が82人の合計91人

です。そのうち今年度100歳になられる人は男性5人、女性32人の合計37人です。市内最高齢は108歳の女性です。

いつまでもお元気でお過ごしください。

※年齢は令和6年3月31日を基準としています
 高年齢者支援課長寿支援係(☎内線1181)

国民年金からのお知らせ

国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度があります

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、障害など不測の事態が生じたときの年金(障害年金)を受け取ることができない場合があります。

○申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。ただし、4分の3、半額または4分の1が免除された場合に、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

令和5年度分の承認期間は、今年7月から令和6年6月までです。

○納付猶予制度

50歳未満で、本人および配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

令和5年度分の承認期間は、今年7月から令和6年6月までです。

○学生納付特例制度

学生本人の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、在学中の保険料の納付が猶予されます。

令和5年度分の承認期間は、今年4月から令和6年3月までです。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度は、原則として毎年申請が必要です

※全額免除および納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます。(失業などによる理由を除く)

第3号被保険者は配偶者の転職や退職などによっても届出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく、配偶者が転職・退職したときなどにも届出が必要になります。

○配偶者が退職したとき

3号から1号へ・・・本人が市役所に届出

○配偶者が転職したとき

(退職した翌日に再就職したとき)

3号の種別確認・・・転職後の勤務先事業所から年金事務所に届出

○配偶者が死亡したとき

3号から1号へ・・・本人が市役所に届出

○本人の収入増や離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

3号から1号へ・・・本人が市役所に届出

○配偶者が65歳になったとき

3号から1号へ・・・本人が市役所に届出

※詳しくは高崎年金事務所にお問い合わせください

高崎年金事務所(☎027-322-4299)
 困国保年金課医療年金係(☎内線1116)
 困住民福祉課税務保険係(☎内線2160)